

設計・建設等請負工事契約書（案）

工 事 名	広島市安佐自然体験交流センター整備・運営事業（施設整備業務）		
工 事 場 所	広島市安佐北区安佐町大字小河内5 1 3 5 番地他		
請 負 代 金 額		円	円)
	（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 うち設計対価	円	円)
	（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 うち建設対価	円	円)
	（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 うち工事監理対価	円	円)
	（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額		円)
履 行 期 間	令和 年 月 日から令和14年3月31日		
契 約 保 証 金	円		
特 記 事 項	別紙のとおり		
<p>上記の工事について、発注者及び受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。</p> <p>また、受注者は、別紙の当該建設工事共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。</p> <p>この契約の証として、本書●通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>発注者 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市 代表者 広島市長 松井 一實</p> <p>受注者 【共同企業体名】 【代表企業】 (所在地) (商号又は名称) (氏名)</p>			

【構成員】

(所在地)

(商号又は名称)

(氏名)

【構成員】

(所在地)

(商号又は名称)

(氏名)

【構成員】

(所在地)

(商号又は名称)

(氏名)

広島市安佐自然体験交流センター整備・運営事業（施設整備業務）

特記事項（案）

事業契約書(以下、事業契約書に基づく契約を「本契約」という。)に適用される各契約約款及びこれらの契約約款に適用される下記「Ⅱ」～「Ⅴ」の項に掲げる事項のほか、共通事項として下記「Ⅰ」の項に掲げる事項を適用する。

I 共通事項

1 定義

- (1) 「本件施設」とは、広島市安佐自然体験交流センターの建物本体、建築設備、附帯施設（インフラ設備も含む）、植栽、外構を含む全ての施設をいう。
- (2) 「キャンプ場」とは、野外活動ゾーンに整備される、野外炊飯場・トイレなどの設備を備え、区画サイトを設けたキャンプ施設をいう。
- (3) 「こども開拓村」とは、里山体験ゾーンに整備される、畑づくりや収穫体験、小屋づくり等、こどもに非日常的な体験を提供する施設をいう。
- (4) 「広場、大広場」とは、交流・レクリエーションゾーンに整備される、少年野球やサッカー等のスポーツやレクリエーション、交流イベント、地域の行事などに利用される施設をいう。
- (5) 「プレーパーク」とは、交流・レクリエーションゾーンに整備される、こども自身が自然の中で工夫しながら自由にいきいきと遊べる、家族連れでも楽しむことができる大型複合遊具などが整備される施設をいう。
- (6) 「既存施設等」とは、解体又は改修対象となる現青少年野外活動センター内の宿泊棟A棟、体育館、宿泊棟B棟、第3キャンプ場ロッジ、メインロッジ、西川ロッジ、野外炊飯場（C1、C2、C3）、高置水槽・ポンプ室、汚水処理場、中央炊飯場、現こども村内の研修センター棟、旧牛舎、サイロ、食堂（増築部分を含む）、工作館、野外ステージ、管理舎、格納庫、堆肥舎、屋外トイレ（9箇所）、農園休憩所身障者用便所、あずまや（3箇所）、あずまや（展望台）、野鳥観察舎、農園休憩所、ポンプ・受水槽・高置水槽、プロパン庫（2箇所）をいう。
- (7) 「本件業務」とは、設計業務、建設業務、工事監理業務の総称をいう。
- (8) 「設計業務」とは、設計企業が実施すべき要求水準書等に定める設計業務をいう。
- (9) 「建設業務」とは、建設企業が実施すべき要求水準書等に定める建設業務をいう。
- (10) 「工事監理業務」とは、工事監理企業が実施すべき要求水準書等に定める工事監理業務をいう。
- (11) 「提案書類」とは、広島市安佐自然体験交流センター整備・運営事業の実施に関して、受注者（●【代表企業】及び●【共同企業体】で構成するものをいう。以下同じ。）が発注者に提出した事業提案書、発注者からの事業提案書に関する質問に対する受注者の回答書その他受注者がこの契約締結までに提出した受注者の提案内容を補完する趣旨の一切の書類のうち発注者がその内容について認めたものをいう。
- (12) 「基本協定」とは、発注者と●グループとの間で締結した「広島市安佐自然体験交流センター整備・運営事業基本協定書」に定める協定をいう。
- (13) 「基本協定等」とは、基本協定、本契約、及び指定管理業務に関する基本協定の総称をいう。
- (14) 「第1期工事」とは、令和12年3月末までに整備等が予定されている、こども広場内建物の解体・撤去、管理宿泊棟等の整備、インフラ施設の整備、設備・備品調達等をいう。
- (15) 「第2期工事」とは、令和14年3月末までに整備等が予定されている、野外活動ゾーンの既

存施設の解体・撤去及び新キャンプ場の整備、里山体験ゾーンの既存施設の解体・撤去及びこども開拓村の整備、交流・レクリエーションゾーンの既存施設の解体・撤去及び広場・プレーパークの整備、既存インフラ施設の解体・撤去、インフラ施設の整備等の本件工事のうち第1期工事以外の整備等をいう。

- (16)「第1期」とは、本件施設の基本設計、第1期工事に関する実施設計及び第1期工事の実施期間をいう。
- (17)「第2期」とは、第2期工事に関する実施設計、第2期工事の実施期間をいう。
- (18)「設計期間」とは、設計業務を実施する期間をいう。
- (19)「施工期間」とは、建設業務及び工事監理業務を実施する期間をいう。
- (20)「設計対価」とは、設計業務に対し発注者が支払う報酬をいう。
- (21)「建設対価」とは、建設業務に対し発注者が支払う報酬をいう。
- (22)「工事監理対価」とは、工事監理業務に対し発注者が支払う報酬をいう。
- (23)「請負代金額」とは、設計対価、建設対価及び工事監理対価の合計額をいう。
- (24)「法令変更」とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 法律、命令（告示を含む。）、条例又は規則（規程を含む。）の制定又は改廃
 - イ 行政機関が定める審査基準、処分基準又は行政指導指針の制定又は改廃
 - ウ 都市計画その他の計画の決定、変更又は廃止
- (25)「運営企業」とは、運営業務を行う●をいう。
- (26)「指定管理業務に関する基本協定」とは、発注者と運営企業が、本件施設の維持管理業務、運営業務及び開業準備業務の委託を目的として締結する、広島市安佐自然体験交流センターの管理に関する基本協定をいう。
- (27)「開業準備業務」とは、指定管理業務に関する基本協定に基づき運営企業が円滑に本件施設を開業するよう実施する準備業務をいう。

2 設計期間、施工期間

設計期間及び施工期間は、以下のとおりとする。

第1期

設計期間は、令和●年●月●日から令和●年●月●日までとする。

施工期間は、令和●年●月●日から令和●年●月●日までとする。

第2期

設計期間は、令和●年●月●日から令和●年●月●日までとする。

施工期間は、令和●年●月●日から令和●年●月●日までとする。

3 請負代金

請負代金額のうち第1期工事、第2期工事の各対価は以下のとおりとする。

第1期工事の請負代金額	金	円
	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)	円)
うち設計対価		円
	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)	円)
うち建設対価		円

	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	円)
	うち工事監理対価	円
	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	円)
第2期工事の請負代金額	金	円
	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	円)
	うち設計対価	円
	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	円)
	うち建設対価	円
	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	円)
	うち工事監理対価	円
	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	円)

4 許認可及び届出等

- (1) 受注者は、(3)号の場合を除き、本契約を履行するために必要となる一切の許認可の取得及び届出の履行その他の手続を、自己の責任及び費用負担において完了しなければならない。受注者は、発注者が請求したときには、直ちに許認可等に関する書類の写しを発注者に提出するものとする。
- (2) 受注者が発注者に対して協力を求めた場合、発注者は、受注者による前項に定める許認可の取得及び届出の履行等に必要な資料の提出等について協力するものとする。
- (3) (1)号にかかわらず、本契約の履行に関して発注者自身が行う必要のある許認可の取得又は届出の履行その他の手続については発注者の責任及び費用負担において行う。この場合において、発注者が受注者に対して協力を求めた場合、受注者は発注者による許認可の取得及び届出の履行等に必要な資料の提出等について協力するものとする。

5 法令変更による損害

- (1) 受注者は、法令変更が行われたことにより、本契約に基づく義務の履行ができなくなった場合、受注者に増加費用が発生する場合、又は本契約で予定していない追加業務が必要となった場合は、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに発注者に通知するものとする。この場合において、法令変更には消費税及び地方消費税の税率及び課税対象の変更を含むものとし、消費税及び地方消費税の変更後の負担額の算定等は変更後の法令によるものとする。
- (2) 受注者は、前項の通知を発した日以降、本契約に基づく義務を履行することが法令に違反する限度において、本契約に基づく履行期日における履行義務を免れるものとする。ただし、受注者は、法令変更により発注者に発生する増加費用及び損害を最小限にするよう努力するものとする。
- (3) 受注者が法令変更により業務の一部を実施できなかった場合、発注者は受注者が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用について、請負代金額から減額することができる。
- (4) 発注者は、受注者から第1項の通知を受領した場合、当該法令変更に対応するために速やかに本契約の変更並びに増加費用及び損害の負担を含む対応方法について協議する。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が法令変更に対する対応方法を受注者に対して通知し、受注者はこれに従い本件業務を継続する。この場合に受注者に生じた合理的な範囲の増加費用及び損害の負担については、次の各号に定めるところに従うもの

とする。なお、緊急を要する対応方法については、発注者は、協議期間中においても受注者に通知して実施させることができるものとする。

ア 発注者は、本件業務に直接的に影響を及ぼす法令変更に起因する増加費用及び損害を負担する。

イ 受注者は、本件業務に直接的に影響を及ぼす法令変更以外の法令変更に起因する増加費用及び損害を負担する。

6 個人情報等の保護

受注者は、本契約の履行にあたって個人情報（特定個人情報を含む）又は個人番号を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）並びに広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号）を遵守しなければならない。

7 適正な賃金の支払に関する措置

(1) 受注者は、下請契約等の相手方と当該業務に係る契約を締結する場合には、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条第1項の趣旨に即した契約を締結しなければならない。

(2) 発注者は、下請契約等の相手方がその雇用する労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして検察官に送致されたときは、受注者に対して、当該下請契約等の相手方との契約の解除など必要な措置を講じるよう求めるものとする。

8 情報通信の技術を利用する方法

本契約において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

9 運営企業への協力

受注者は、運営企業が行う開業準備業務に協力するものとする。

10 損害

本契約に基づき、発注者が負担又は賠償する受注者の費用又は損害は、必要かつ合理的な範囲内の金額に限られ、かつ、逸失利益は含まないものとする。

II 広島市建設工事請負契約約款について、次に掲げる事項を適用する。

- (1) 第1条第1項の規定において、「設計図書（別添の設計書、仕様書、図面、工事に関する説明書これに対する質問回答書をいう。以下同じ。）」とあるのは、「要求水準書等（要求水準書、入札説明書、これらに対する質問回答書をいう。以下同じ。）、提案書類及び実施設計図書」と読み替える。
- (2) 本約款において、「設計図書」とあるのは、「要求水準書等」と読み替える。
- (3) 本約款において、「工期」とあるのは、「施工期間」と読み替える。
- (4) 本約款において、「請負代金」とあるのは「建設対価」と、「請負代金相当額」とあるのは「建設対価相当額」と読み替える。

(5) 第1条の次に、次の3条を加える。

(用語の定義)

第1条の2 この約款における用語の定義は、この約款で特別に定める場合を除き、次の各号のとおりとする。

(1)「建設企業」とは、建設業務を行う●をいう。

(2)「工事目的物」とは、本件施設として整備される全ての施設をいう。

(既存施設等の解体・撤去等業務)

第1条の3 受注者は、要求水準書等に基づき、第1期工事完了による供用開始時(令和12年3月)の2か月前までに、こども広場内建物を解体・撤去するものとする。ただし、解体・撤去する建物については、本市と協議の上、決定する。

2 受注者は、要求水準書等に基づき、第2期工事完了による供用開始時(令和14年3月)の2か月前までに、既存施設等のうち西川ロッジを除くものを解体・撤去するものとする。ただし、要求水準書等に基づき改修又は現状のまま残置することが可能とされたものにつき、改修等を行うこととされたものは除く。

3 受注者は、要求水準書等に基づき、第2期工事完了による供用開始時(令和14年3月)の2か月前までに、現青少年野外活動センター内の西川ロッジを改修するものとする。ただし、受注者が提案書類において、西川ロッジの活用を提案しない場合は、前項と同様に解体・撤去するものとする。

(什器備品調達業務)

第1条の4 受注者は、発注者が別途定める日までに、要求水準書等に基づき調達すべき什器備品が記載されたリスト(以下「什器備品リスト」という。)を作成の上、発注者に提出し、その承諾を得るものとする。

2 発注者は、什器備品リストを受領してから14日以内に当該リストの内容について確認し、その結果を受注者に書面にて通知する。発注者が承諾の通知を行った場合、承諾された什器備品リストの内容にて受注者が調達する什器備品の内容が確定したものとする。

3 発注者は、什器備品リストの内容について、要求水準書等との間に矛盾又は齟齬がある場合には、受注者に対して修正を求めることができる。受注者は、什器備品リストの内容について発注者から修正を求められた場合には、速やかに修正する。

4 発注者は、前2項により什器備品の内容の確定がなされる前であれば、提案書類に基づく什器備品見積額を超えない範囲で、書面により什器備品の内容の変更を受注者に求めることができる。受注者は当該変更の求めがなされた場合、14日以内に検討してその結果を発注者に通知しなければならない。発注者は受注者の検討結果を踏まえて、什器備品の変更の実施又は不実施を受注者に通知し、受注者はこれに従うものとする。

5 受注者は、自己の責任と費用負担において、前4項の手続により確定した什器備品リストに従って什器備品を調達し、搬入・設置する。ただし、発注者が具体的な搬入場所を指示した場合には、当該指示に従うものとする。

6 前項の搬入・設置が完了した場合、受注者は、発注者に対し直ちにその旨を書面にて通知する。受注者から当該通知を受けた場合、発注者は搬入・設置された什器備品が什器備品リストに規定された性能及び仕様を充足していることの確認手続(以下、この条において「搬入・設置完了確認」という。)を実施する。

7 受注者は、搬入・設置完了確認に自ら立会い、什器備品リストに示す什器備品の取扱いについて

発注者に説明しなければならない。

- 8 発注者は、搬入・設置完了確認の結果、搬入・設置された什器備品が什器備品リストに定められた内容及び水準を客観的に満たすと認めた場合には、什器備品の搬入・設置が完了した旨を確認する旨の通知書を受注者に交付するものとし、これを満たしていない場合には、受注者に対して交換、補修若しくは改善を求めることができる。
 - 9 受注者は、交換、補修又は改善を求められた場合、速やかに自己の責任と費用負担において対応する。
- (6) 第3条第1項及び第3項の規定において、「工程表」とあるのは、「工程表及び施工計画書」と読み替えたうえ、本約款において、以下同様に読み替える。
 - (7) 第3条第1項の「この契約締結後」とあるのは、「初回に提出された実施設計図書が確認された後」と読み替える。
 - (8) 第3条第3項の次に、次の1項を追加する。
 - 4 受注者は、建設業務が完了するまでの間、月1回、要求水準書に定める施工報告書を発注者に提出するものとする。
 - (9) 第10条第1項第1号の規定において、「現場代理人」とあるのは、「施設整備業務責任者」と読み替えたうえ、本約款において、以下同様に読み替える。
 - (10) 第10条第1項第2号の規定において、「主任技術者」とあるのは、「建設業務責任者」と読み替えたうえ、本約款において、以下同様に読み替える。
 - (11) 第18条第1項第1号の規定において、「図面、仕様書、工事に関する説明書」とあるのは、「要求水準書等」と読み替える。
 - (12) 第18条第4項本文において、「設計図書」とあるのは、「設計図書又は実施設計図書」に読み替える。
 - (13) 第18条第4項第1号から第3号の規定において、「発注者が行う」とあるのは、「要求水準書等の変更は発注者が行い、実施設計図書の変更は発注者が指示して受注者が行う」と読み替える。
 - (14) 第25条第1項の規定において、「請負契約締結の日」とあるのは、「この契約の締結の日」と読み替える。
 - (15) 第31条の規定において、「工事」とあるのは、「第1期工事、第2期工事」と読み替える。
 - (16) 第31条の規定に次の文言を加える。
 - 7 受注者は、第1期工事、第2期工事の対象となる本件施設の引渡しに当たり、当該施設の使用方法についてマニュアルを作成し、その説明を行わなければならない。
 - (17) 第34条第1項の規定において、「請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を」とあるのは、「基本設計図書及び第1期工事に関する実施設計図書等の設計成果物を引渡した後、第1期工事の建設対価の10分の4以内の前払金の支払を、第2期工事に関する実施設計図書等の設計成果物を引渡した後、第2期工事の建設対価の10分の4以内の前払金の支払を」と読み替える。
 - (18) 第34条第3項の規定において、「請負代金額の」とあるのは、「第1期工事の建設対価、第2期工事の建設対価の」と読み替える。
 - (19) 第34条第6項の規定において、「請負代金額が」とあるのは、「第1期工事又は第2期工事の建設対価の額が」と読み替える。
 - (20) 第34条第7項の規定において、「請負代金額が減額され」とあるのは、「第1期工事又は第2期工事の建設対価が減額され」と読み替える。また、同項の規定において「請負代金額の10分の4」とあるのは、「各建設対価の10分の4」と読み替える。

- (21) 第34条第8項の規定において、「完納する前に請負代金額が」とあるのは、「完納する前に第1期工事又は第2期工事の建設対価が」と読み替える。また、同項の規定において「請負代金額の10分の4」とあるのは、「各建設対価の10分の4」と読み替える。
- (22) 第35条の第2項の規定において、「請負代金額」とあるのは、「第1期工事又は第2期工事の建設対価」と読み替える。
- (23) 第37条第1項の規定において、「工事」とあるのは、「第1期工事、第2期工事」と読み替える。
- (24) 第38条第1項の規定において、「工事」とあるのは、「第1期工事、第2期工事」と読み替える。
- (25) 第47条第1項の規定に次の文言を加える。
- (11) この契約以外の基本協定等が解除されたとき。

Ⅲ 広島市委託契約約款（建築設計業務用）について、次に掲げる事項を適用する。

- (1) 第1条第1項の規定において、「設計図書（仕様書、図面、業務に関する説明書及びこれに対する質問回答書をいう。以下同じ。）」とあるのは、「要求水準書等（要求水準書、入札説明書、質問回答書及び提案書類をいう。以下同じ。）」と読み替える。
- (2) 本約款において、「設計図書」とあるのは、「要求水準書等」と読み替える。
- (3) 本約款において、「委託期間」とあるのは、「設計期間」と読み替える。
- (4) 本約款において、「委託契約金」とあるのは、「設計対価」と読み替える。
- (5) 本約款において、「管理技術者」とあるのは、「施設整備業務責任者及び設計業務責任者」と読み替える。
- (6) 本約款において、「業務工程表」とあるのは、「設計業務計画書」と読み替える。
- (7) 第1条の次に、次の2条を加える。

（用語の定義）

第1条の2 この約款における用語の定義は、この約款で特別に定める場合を除き、次の各号のとおりとする。

- (1) 「成果物」とは、基本設計図書、実施設計図書及び設計成果物をいう。
- (2) 「基本設計図書」とは、要求水準書等に基づき、受注者が作成し、発注者が要求水準との適合を確認した基本設計図書をいう。
- (3) 「実施設計図書」とは、要求水準書等に基づき、受注者が作成し、発注者が要求水準との適合を確認した実施設計図書をいう。
- (4) 「設計成果物」とは、第31条の2に規定する確認を受けた基本設計図書及び第31条の3に規定する確認を受けた最終的な実施設計図書をいう。
- (5) 「設計企業」とは、設計業務を行う●をいう。

（事前調査）

第1条の3 受注者は、業務に必要な測量調査、地質調査、水道水質調査、電波障害対策調査、排水処理調査、その他の調査は、既に発注者が行ったものを除き、自らの責任及び費用負担により行う。また、受注者は当該調査を行う場合には、調査の日時及び概要をあらかじめ発注者に連絡しなければならない。

- 2 受注者は、この契約の締結後、速やかに要求水準書に定める事業計画書、事前調査計画書を発注者に提出して、その承認を受けるものとする。
- 3 第1項の調査結果に不足、不備及び誤謬等がある場合には、受注者は、当該不足、不備及び誤謬等に起因して発生する一切の責任を負担し、かつ、これに起因する一切の増加費用及び損害（再調

査費の負担を含む。)を負担する。

- 4 受注者は、第1項の調査を行った結果、工事場所に関する発注者からの事前開示情報の内容と齟齬を生じる事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、発注者及び受注者は、その対応を協議する。
 - 5 工事場所に関する事前開示情報の誤謬（発注者の把握していない土壌汚染及び地中障害物等を含む。以下本条において「本件誤謬等」という。）に起因して業務が遅延した場合、又は発注者若しくは受注者に業務の実施について追加費用及び損害が発生した場合で、本件誤謬等が工事場所に関する事前開示情報及び受注者において合理的に入手可能な工事場所に関する情報からは合理的に予測できないときには、発注者は、受注者と協議の上、設計期間、施工期間、引渡予定日及び指定管理業務開始予定日を合理的な期間だけ延期し、当該追加費用及び損害を負担する。ただし、受注者が当該追加費用及び損害の発生及び拡大を防止又は低減する努力を行わなかったことに起因する業務の遅延に対応した引渡予定日及び運営業務開始予定日の延期は行わず、またこれに起因する追加費用及び損害については、発注者は負担しない。
 - 6 前二項の定めにかかわらず、工事場所に関する地盤調査の結果として地盤改良工事が必要となった場合、当該工事に要する費用は受注者の負担とするが、発注者は、受注者との間で、設計期間、施工期間、引渡予定日及び指定管理業務開始予定日の変更について協議に応じるものとする。ただし、地盤に関する事前開示資料の情報に明確な誤りがあった場合はこの限りでなく、前項の規定を準用するものとする。
 - 7 受注者は、調査を実施した都度、要求水準書に定める事前調査報告書を発注者に提出するものとする。また、発注者は、必要と認めた場合には随時、受注者から第1項の調査に係る事項について報告を求めることができる。
 - 8 受注者が調査のために第三者が所有する土地に立入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、発注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。
- (8) 第4条1項の規定を、次のとおり読み替える。
- 受注者は、この契約の締結後、速やかに要求水準書に定める設計業務計画書を発注者に提出して、その承認を受けるものとする。また、受注者は、設計業務が完了するまでの間、毎月2回（ただし、協議により変更する場合がある。）、要求水準書に定める定例会議事録を発注者に提出するものとする。
- (9) 第8条の規定において、「著作権法第19条第1項及び第20条第1項」とあるのは、「著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項」と読み替える。
- (10) 第13条の規定に次の文言を加える。
- 5 本条に定める調査職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
 - 6 発注者が調査職員を置かないときは、この約款に定める調査職員の権限は、発注者に帰属する。
- (11) 第20条第1項第1号の規定において、「仕様書、図面、業務に関する説明書及びこれに対する質問回答書」とあるのは、「要求水準書、入札説明書、質問回答書及び提案書類」と読み替える。
- (12) 第23条の条項は、適用しない。
- (13) 第31条の規定を、次のとおり読み替える。
- (検査及び引渡し)
- 第31条 受注者は、基本設計及び実施設計に関する業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知を受けた日から10日以内に、第31条の2又は第31条の3の規定に従い、基本設計図書又は実施設計図書を確認するための検査を行うものとする（以下、当該検査において発注者の確認を得たことを「合格」という。）。
- 3 発注者は、前項の検査において合格となった後、受注者が設計成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該設計成果物の引渡しを受けなければならない。
- 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該設計成果物の引渡しを設計対価額の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を適用する。

(14)第31条の次に、次の2条を加える。

(基本設計図書の確認)

第31条の2 受注者は、業務に関し、要求水準書等に従い、作成した基本設計図書を提出し、発注者の確認を受けなければならない。

- 2 受注者は、前項の確認を受けられないときは、基本設計図書を直ちに修補して発注者の確認を受けなければならない。
- 3 受注者は、基本設計図書に関する発注者の確認を得た上で、実施設計図書に関する業務を行うものとする。

(実施設計図書の確認)

第31条の3 受注者は、業務に関し、要求水準書等に従い、作成した第1期工事及び第2期工事の各実施設計図書を提出し、発注者の確認を受けなければならない。

- 2 受注者は、前項の確認を受けられないときは、実施設計図書を直ちに修補して発注者の確認を受けなければならない。
- 3 受注者は、第1項の確認を受けた後、この契約に基づく変更等が発生した場合には実施設計図書を修正し、発注者の確認を受けなければならない。

(15)第32条の規定を、次のとおり読み替える。

(設計対価額の支払)

第32条 受注者は、基本設計図書及び第1期工事に関する実施設計図書、第2期工事に関する実施設計図書について、それぞれ前2条の定めに従い発注者の確認を得たときは、各設計対価額の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から起算して30日以内に当該設計対価額を支払わなければならない。

(16)第34条から第36条及び第39条の条項は、適用しない。

(17)第37条第1項及び第2項の規定において、「成果物」とあるのは、「設計成果物」と読み替える。

(18)第37条の次に、次の1条を加える。

(債務負担行為に係る契約の特則)

第37条の2 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における契約金の支払の限度額(以下「支払限度額」という)及び支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、事業契約書の特約事項に定めるところによる。

- 2 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、前項の支払限度額及び出来高予定額を変更することができる。

(19) 第40条の規定において、「成果物」とあるのは、「設計成果物」と読み替える。

(20) 第42条第1項の規定に次の文言を加える。

(8) この契約以外の基本協定等が解除されたとき。

(21) 第49条第1項及び第2項の規定は適用しない。

IV 広島市委託契約約款（建設コンサルタント業務等用B）について、次に掲げる事項を適用する。

(1) 第1条第1項の規定において、「仕様書、図面、業務に関する説明書及びこれに対する質問回答書」とあるのは、「要求水準書等（要求水準書、入札説明書、これらに対する質問回答書をいう。以下同じ。）」と読み替える。

(2) 本約款において、「設計図書」とあるのは「要求水準書等」と、「委託期間」とあるのは「設計期間」と、「委託契約金」とあるのは「設計対価」と、「管理技術者」とあるのは「施設整備業務責任者及び設計業務責任者」と読み替える。

(3) 第1条第2項の規定において、「契約の目的物（以下「成果物」という。）」とあるのは、「第1条の2第1号に規定する成果物」と読み替える。

(4) 本約款において、「業務工程表」とあるのは、「設計業務計画書」と読み替える。

(5) 第1条の次に、次の2条を加える。

（用語の定義）

第1条の2 この約款における用語の定義は、この約款で特別に定める場合を除き、次の各号のとおりとする。

(1) 「成果物」とは、基本設計図書、実施設計図書及び設計成果物をいう。

(2) 「基本設計図書」とは、要求水準書等に基づき、受注者が作成し、発注者が要求水準との適合を確認した基本設計図書をいう。

(3) 「実施設計図書」とは、要求水準書等に基づき、受注者が作成し、発注者が要求水準との適合を確認した実施設計図書をいう。

(4) 「設計成果物」とは、第32条の2に規定する確認を受けた基本設計図書及び第32条の3に規定する確認を受けた最終的な実施設計図書をいう。

（事前調査）

第1条の3 受注者は、業務に必要な測量調査、地質調査、水道水質調査、電波障害対策調査、排水処理調査、その他の調査は、既に発注者が行ったものを除き、自らの責任及び費用負担により行う。

また、受注者は当該調査を行う場合には、調査の日時及び概要をあらかじめ発注者に連絡しなければならない。

2 受注者は、この契約の締結後、速やかに要求水準書に定める事業計画書、事前調査計画書を発注者に提出して、その承認を受けるものとする。

3 第1項の調査結果に不足、不備及び誤謬等がある場合には、受注者は、当該不足、不備及び誤謬等に起因して発生する一切の責任を負担し、かつ、これに起因する一切の増加費用及び損害（再調査費の負担を含む。）を負担する。

4 受注者は、第1項の調査を行った結果、工事場所に関する発注者からの事前開示情報の内容と齟齬を生じる事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、発注者及び受注者は、その対応を協議する。

5 工事場所に関する事前開示情報の誤謬（発注者の把握していない土壌汚染及び地中障害物等を含む。以下本条において「本件誤謬等」という。）に起因して業務が遅延した場合、又は発注者若しく

は受注者に業務の実施について追加費用及び損害が発生した場合で、本件誤謬等が工事場所に関する事前開示情報及び受注者において合理的に入手可能な工事場所に関する情報からは合理的に予測できないときには、発注者は、受注者と協議の上、設計期間、施工期間、引渡予定日及び指定管理業務開始予定日を合理的な期間だけ延期し、当該追加費用及び損害を負担する。ただし、受注者が当該追加費用及び損害の発生及び拡大を防止又は低減する努力を行わなかったことに起因する業務の遅延に対応した引渡予定日及び運営業務開始予定日の延期は行わず、またこれに起因する追加費用及び損害については、発注者は負担しない。

6 前二項の定めにかかわらず、工事場所に関する地盤調査の結果として地盤改良工事が必要となった場合、当該工事に要する費用は受注者の負担とするが、発注者は、受注者との間で、設計期間、施工期間、引渡予定日及び指定管理業務開始予定日の変更について協議に応じるものとする。ただし、地盤に関する事前開示資料の情報に明確な誤りがあった場合はこの限りでなく、前項の規定を準用するものとする。

7 受注者は、調査を実施した都度、要求水準書に定める事前調査報告書を発注者に提出するものとする。また、発注者は、必要と認めた場合には随時、受注者から第1項の調査に係る事項について報告を求めることができる。

8 受注者が調査のために第三者が所有する土地に立入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、発注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

(6) 第4条1項の規定を、次のとおり読み替える。

受注者は、この契約の締結後、速やかに要求水準書に定める設計業務計画書を発注者に提出して、その承認を受けるものとする。また、受注者は、設計業務が完了するまでの間、毎月2回（ただし、協議により変更する場合がある。）、要求水準書に定める定例会議事録を発注者に提出するものとする。

(7) 第19条第1項第1号の規定において、「仕様書、図面、業務に関する説明書及びこれに対する質問回答書」とあるのは、「要求水準書等」と読み替える。

(8) 第22条の条項は、適用しない。

(9) 第32条の規定は、次のとおり読み替える。

(検査及び引渡し)

第32条 受注者は、基本設計及び実施設計に関する業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知を受けた日から10日以内に、第32条の2又は第32条の3の規定に従い、基本設計図書又は実施設計図書を確認するための検査を行うものとする（以下、当該検査において発注者の確認を得たことを「合格」という。）。

3 発注者は、前項の検査において合格となった後、受注者が設計成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該設計成果物の引渡しを受けなければならない。

4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該設計成果物の引渡しを設計対価額の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を適用する。

(10) 第32条の次に、次の2条を加える。

(基本設計図書の確認)

第32条の2 受注者は、業務に関し、要求水準書等に従い、作成した基本設計図書を提出し、発注者の確認を受けなければならない。

2 受注者は、前項の確認を受けられないときは、基本設計図書を直ちに修補して発注者の確認を受けなければならない。

3 受注者は、基本設計図書に関する発注者の確認を得た上で、実施設計図書に関する業務を行うものとする。

(実施設計図書の確認)

第32条の3 受注者は、業務に関し、要求水準書等に従い、作成した実施設計図書を提出し、発注者の確認を受けなければならない。

2 受注者は、前項の確認を受けられないときは、実施設計図書を直ちに修補して発注者の確認を受けなければならない。

3 受注者は、第1項の確認を受けた後、この契約に基づく変更等が発生した場合には実施設計図書を修正し、発注者の確認を受けなければならない。

(11)第33条の規定を、次のとおり読み替える。

(設計対価額の支払)

第33条 受注者は、基本設計図書及び第1期工事に関する実施設計図書、第2期工事に関する実施設計図書について、それぞれ前2条の定めに従い発注者の確認を得たときは、各設計対価額の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から起算して30日以内に当該設計対価額を支払わなければならない。

(12)第35条から第37条及び第40条の条項は、適用しない。

(13)第38条第1項及び第2項の規定において、「成果物」とあるのは、「設計成果物」と読み替える。

(14)第38条の次に、次の1条を加える。

(債務負担行為に係る契約の特則)

第38条の2 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における契約金の支払の限度額(以下「支払限度額」という。)及び支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、事業契約書の特約事項に定めるところによる。

2 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、前項の支払限度額及び出来高予定額を変更することができる。

(15)第41条第1項及び第4項第3号の規定において、「成果物」とあるのは、「設計成果物」と読み替える。

(16)第44条の規定に次の文言を加える。

(10)この契約以外の基本協定等が解除されたとき。

(17)第50条第1項及び第2項の規定は適用しない。

(18)第51条第1項第3号並びに第2項第1号及び第2号の規定において、「成果物」とあるのは、「設計成果物」と読み替える。

(19)第53条第1項、第7項及び第8項の規定において、「成果物」とあるのは、「設計成果物」と読み替える。

V 広島市委託契約約款（建築監理業務用）について、次に掲げる事項を適用する。

- (1) 第1条第1項の規定において、「工事監理業務委託仕様書（別添の仕様書、業務に関する説明書及びこれに対する質問回答書をいう。以下「工事監理仕様書」という。）とあるのは、「要求水準書等（要求水準書、入札説明書、これらに対する質問回答書をいう。以下同じ。）」と読み替える。
- (2) 本約款において、「工事監理仕様書」とあるのは、「要求水準書等」と読み替える。
- (3) 本約款において、「委託期間」とあるのは「施工期間」と、「委託契約金」とあるのは「工事監理対価」と、「委託契約金額相当額」とあるのは「工事監理対価相当額」、「管理技術者」とあるのは「工事監理業務責任者」、「業務計画書」とあるのは「工事監理業務計画書」、「設計共同体」とあるのは「共同企業体」と読み替える。
- (4) 第4条第1項の規定において、「契約締結後14日以内」とあるのは、「第1期工事、第2期工事に着手するそれぞれ2週間前まで」と読み替える。
- (5) 第4条第4項の次に、次の1項を加える。
 - 5 受注者は、第1期工事、第2期工事に対する工事監理業務が完了するまでの間、各々、月1回、要求水準書に定める工事監理報告書を発注者に提出するものとする。
- (6) 第6条第3項の規定において、「前払金の使用や」の文言は削除する。
- (7) 第26条第2項の規定において、「10日以内」とあるのは、「14日以内」と読み替える。
- (8) 第27条第2項の規定において、「30日以内」とあるのは、「40日以内」と読み替える。
- (9) 第28条第1項の規定において、「部分払の回数は、発注者が定め、受注者に通知する」とあるのは、「部分払の回数は、事業期間中、1年度につき3回（前会計年度における次条の規定による支払限度額の繰越がある場合にあっては、4回）を超えることができない」と読み替える。
- (10) 第28条第3項及び第6項の規定において、「10日以内」とあるのは、「14日以内」と読み替える。
- (11) 第28条の次に、次の2条を加える。

（部分引渡し）

第28条の2 業務について、発注者が要求水準書等において業務の完了に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下この条において「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときの当該業務に係る検査、業務報告書の引渡し、工事監理対価の支払等については、第26条中「業務」とあるのは、「指定部分に係る業務」と、「業務報告書」とあるのは、「指定部分に係る業務報告書」と、同条第4項及び第27条中「委託契約金額」とあるのは、「部分引渡しに係る工事監理対価」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の規定により読み替えて準用する第27条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る工事監理対価の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、前項の規定により読み替えて準用する第27条第1項の請求を発注者が受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（債務負担行為に係る契約の特則）

第28条の3 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における契約金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）及び支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、事業契約書の特約事項に定めるところによる。

2 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、前項の支払限度額及び出来高予定額を変更することができる。

特約事項

- 1 各会計年度における支払限度額は、次のとおりとする。

令和 8年度	金	円
令和 9年度	金	円
令和 10年度	金	円
令和 11年度	金	円
令和 12年度	金	円
令和 13年度	金	円
令和 14年度	金	円

- 2 支払限度額に対する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

令和 8年度	金	円
令和 9年度	金	円
令和 10年度	金	円
令和 11年度	金	円
令和 12年度	金	円
令和 13年度	金	円
令和 14年度	金	円

- 3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、上記の事項について変更することができる。